

介護保険住宅改修費支給申請の手引き・概要版

ケアマネジャー・施工業者向け

本概要版は、介護保険住宅改修費支給申請の手続きや注意点を抜粋してまとめたものです。制度の詳細、個別の取扱い、申請書類の記載方法等については、必ず本編をご確認ください。

1 住宅改修制度の基本

介護保険の住宅改修は、在宅生活を継続するために必要な環境整備を支援する制度です。単なる住宅リフォームではありません。対象となるのは、利用者の身体状況や生活動線に応じて必要と認められる最小限の工事です。

【対象者】

- ・要支援・要介護認定を受けている方
- ・施設に入所または医療機関に入院していない方
- ・原則として、住民票上の住所地の住宅 ※施設入所中の方は対象外です。

2 支給の対象

【対象となる工事】	【対象外となる例】
① 手すりの取付け	・老朽化による取替え
② 段差の解消	・工事を伴わないもの
③ 床材の変更（滑り防止等）	・置き型手すり
④ 引き戸等への変更	・新築・増築工事
⑤ 洋式便器等への取替え	・共用部分の工事（原則対象外または個別確認）
⑥ 上記工事に付帯する工事	・法令に適合しない工事

3 ケアマネジャーに求められる視点

住宅改修の必要性を十分に検討するため、本人の身体状況や生活動線、将来の状態変化、福祉用具の活用可能性、リハビリ専門職の意見を踏まえ、自立支援につながるかを検討してください。

【特に検討が必要なケース】

- ・歩行不安定 → 杖・歩行器の活用
- ・認知症 → レンタル手すりで効果確認
- ・発症後間もない場合
- ・進行性疾患
- ・屋外スロープ設置

4 役割分担の目安

ケアマネジャー	身体状況、生活課題、動線、福祉用具等との比較、理由書の作成
施工業者	工事内容、見積、図面、写真、法令適合性、変更時の事前相談

5 支給限度額

- ・支給限度基準額 20万円（消費税を含む）
- ・20万円を上限に、介護保険負担割合証に記載された負担割合に応じて支給されます。

【再度20万円が利用できる場合】※詳細は本編を確認してください。

- ・一定以上の要介護度上昇
- ・転居 ※新築は対象外

【支払い方法】

償還払いは、利用者がいったん全額を支払い、後日、保険給付分が支給される方法です。
受領委任払いは、利用者が自己負担分のみを支払い、保険給付分は区から施工業者へ支給する方法です。

6 手続きの流れ

- ① 相談・アセスメント（身体状況、生活課題、福祉用具等との比較検討）
↓
- ② 事前申請・区の審査・承認（着工予定日の10営業日前までに申請）
↓
- ③ 着工・工事完了・費用の支払い（承認後に着工）
↓
- ④ 事後申請・給付審査・支給決定・住宅改修費の支給

7 申請前に確認すること

- ☐ 要支援・要介護認定の有無 ☐ 住民票上の住所 ☐ 過去の住宅改修利用額
- ☐ 本人の身体状況と生活課題 ☐ 福祉用具等で代替できないか

8 重要な注意事項

・承認前の着工は不可

事前承認前に工事を行った場合は、介護保険給付の対象外となり全額自己負担になります。

・理由書は具体的に記載

「高齢のため」や「加齢によるため」だけでは不十分です。

以下を具体的に記載してください。

- ①身体状況
- ②疾病・既往歴
- ③生活上の困りごと
- ④日常動線
- ⑤改修後に期待される効果

・工事変更時は必ず事前相談

承認後に工事内容や金額が変更になる場合は、必ず介護保険課へ相談してください。

変更理由書や変更後の見積書が必要となる場合があります。

9 必要書類

(1) 事前申請

- ☐ 住宅改修申請書
- ☐ 委任状（代理申請の場合/申請書の裏面にあります）
- ☐ 住宅改修承諾書（住宅所有者が本人以外の場合）
- ☐ 住宅改修が必要な理由書
- ☐ 見積書
- ☐ 図面
- ☐ 工事前写真（撮影日入り）

【事前写真のポイント】

- ・近景・遠景を撮影
- ・改修箇所を明示
- ・段差や高さが分かるよう撮影
- ・鮮明な画像を提出

(2) 事後申請

- ☐ 支給申請書
- ☐ 委任状（受領委任、代理申請/申請書の裏面にあります）
- ☐ 領収書(原本)
- ☐ 請求書・内訳書
- ☐ 工事前後の写真
- ☐ 変更理由書（変更がある場合）
- ☐ 変更後見積書（変更がある場合）

【事後写真のポイント】

- ・工事前後で同一アングル
- ・手すり・部材・数量が確認できること
- ・工事内容が確認できる鮮明な写真

10 適正な住宅改修のために

住宅改修費は介護保険財源による公費支出です。

ケアマネジャー、施工業者、区が連携し、必要性、安全性、法令適合性、費用の妥当性を確認しながら申請してください。

判断に迷う場合や、工事内容・金額に変更が生じる場合は、着工前に必ず介護保険課へ相談してください。

渋谷区福祉部介護保険課介護給付係

TEL：03-3463-1997